

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書の訂正報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年4月11日

【会社名】 コムシスホールディングス株式会社

【英訳名】 COMSYS Holdings Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 高 島 元

【本店の所在の場所】 東京都品川区東五反田二丁目17番1号

【電話番号】 (03)3448-7100

【事務連絡者氏名】 取締役財務部長 三 又 善 博

【最寄りの連絡場所】 東京都品川区東五反田二丁目17番1号

【電話番号】 (03)3448-7000

【事務連絡者氏名】 取締役財務部長 三 又 善 博

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

当社（以下「CHD」といいます。）は、平成26年3月27日開催の取締役会決議に基づき、CHDを完全親会社、株式会社セントラルビルサービス（以下「セントラルビルサービス」といいます。）を完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、平成26年3月28日付で両社の間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づき、臨時報告書を提出いたしました。

今般、本株式交換契約の規定に基づき、平成26年4月11日に本株式交換に係る株式交換比率が確定しましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

1 【提出理由】

(訂正前)

当社(以下「CHD」といいます。)は、平成26年3月27日開催の取締役会決議に基づき、CHDを完全親会社、株式会社セントラルビルサービス(以下「セントラルビルサービス」といいます。)を完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」といいます。)を行うことを決議し、本日付けで株式交換契約を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出いたします。

なお、本臨時報告書記載の未定事項につきましては、決定次第、本臨時報告書の訂正報告書を提出いたします。

(訂正後)

当社(以下「CHD」といいます。)は、平成26年3月27日開催の取締役会決議に基づき、CHDを完全親会社、株式会社セントラルビルサービス(以下「セントラルビルサービス」といいます。)を完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」といいます。)を行うことを決議し、本日付けで株式交換契約を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出いたします。

(削除)

2 【報告内容】

(訂正前)

(3) 本株式交換の方法、本株式交換に係る割当ての内容その他の株式交換契約の内容

株式交換に係る割当ての内容

CHDは、本株式交換に際して、本株式交換によりCHDがセントラルビルサービスの発行済株式の全部(200株)を取得する時点の直前時(以下「基準時」といいます。)におけるセントラルビルサービスの株主に対し、セントラルビルサービスの普通株式に代わり、その有するセントラルビルサービスの普通株式の数に、以下の算式により算出される株式交換比率を乗じて得た数のCHDの普通株式を割り当てます(以下、係る方法で株式交換比率を算定する方式を「変動性株式交換比率方式」といいます。)

なお、割り当てる株式については保有する自己株式を使用する予定です。

株式交換比率 = 1,250,000円() / CHDの普通株式の平均価格

(4) の手法により算定した、セントラルビルサービスの普通株式1株当たりの評価額

上記算式において、「CHDの普通株式の平均価格」とは、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)市場第一部における平成26年4月7日(同日を含みます。)から同年4月11日(同日を含みます。)までの5取引日における各取引日(但し、取引が行われなかった日を除きます。)のCHDの普通株式1株当たりの売買高加重平均価格の平均値(但し、小数点以下第1位まで算出し、その小数点第1位を四捨五入します。)とします。また、株式交換比率は、小数点以下第1位まで算出し、その小数点第1位を四捨五入いたします。なお、株式交換比率が決定した場合は、お知らせいたします。

(訂正後)

(3) 本株式交換の方法、本株式交換に係る割当ての内容その他の株式交換契約の内容

株式交換に係る割当ての内容

CHDは、本株式交換に際して、本株式交換によりCHDがセントラルビルサービスの発行済株式の全部(200株)を取得する時点の直前時(以下「基準時」といいます。)におけるセントラルビルサービスの株主に対し、セントラルビルサービスの普通株式に代わり、その有するセントラルビルサービスの普通株式の数に、以下の算式により算出された株式交換比率747を乗じて得た数のCHDの普通株式を割り当てます(以下、係る方法で株式交換比率を算定する方式を「変動性株式交換比率方式」といいます。)

(削除)

株式交換比率 = 1,250,000円() / CHDの普通株式の平均価格 1,674円

(4) の手法により算定した、セントラルビルサービスの普通株式1株当たりの評価額

株式交換比率は、上記算式に基づき、以下のとおり決定いたしました。

	CHD (株式交換完全親会社)	セントラルビルサービス (株式交換完全子会社)
株式交換比率	1	747

(注) 株式の割当比率及び交付する株式数等

セントラルビルサービスの普通株式1株に対して、CHDの普通株式747株を割り当てます。

本株式交換に際して、CHDが交付するCHDの普通株式は、149,400株となる予定です。なお、交付するCHDの普通株式は、全てCHDが保有する自己株式をもって割当てるとします。

上記算式において、「CHDの普通株式の平均価格」とは、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)市場第一部における平成26年4月7日(同日を含みます。)から同年4月11日(同日を含みます。)までの5取引日における各取引日(削除)のCHDの普通株式1株当たりの売買高加重平均価格の平均値(但し、小数点以下第1位まで算出し、その小数点第1位を四捨五入いたしました。)です。また、株式交換比率は、小数点以下第1位まで算出し、その小数点第1位を四捨五入いたしました。(削除)

以上